

宇和島市養育費確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、養育費の継続した履行を確保し、ひとり親家庭の経済的安定による貧困化の未然防止と福祉の向上を図ることを目的として、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費（以下「公正証書等作成経費」という。）及び養育費の未払いが発生した場合に第三者が立替、督促する保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費（以下「養育費保証契約締結経費」という。）について、予算の範囲内において、宇和島市養育費確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 現に児童（養育費の取決めの対象となる子どもをいう。）を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父である者（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のいない者をいう。）をいう。
- (2) 公正証書等 養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書その他債務名義としての効力を有するものをいう。
- (3) 養育費保証契約 ひとり親が保証会社と締結した養育費の立替払、督促回収等に関する契約をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請時に、市内に住所を有するひとり親であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たすものとする。

(1) 公正証書等作成経費

- ア 養育費の取決めに係る経費を負担した者
- イ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- エ 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書に係る助成金、補助金、給付金等を交付されていない者

(2) 養育費保証契約締結経費

- ア 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- イ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者

ウ 保証会社との1年以上の養育費保証契約を締結している者

エ 過去に養育費保証契約に係る助成金、補助金、給付金等を交付されていない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 公正証書等作成経費 養育費の取決めに要する経費のうち、公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定める公証人が受ける手数料（養育費の取決めに係る部分に限る。）、家庭裁判所の調停申立て又は裁判に要する収入印紙代（養育費の取決めに係る部分に限る。）、戸籍謄本等添付書類取得費用その他の市長が必要と認める費用

(2) 養育費保証契約締結経費 養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証契約と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として補助対象者が負担する経費

2 補助金の額は、前項第1号の経費については、補助対象経費と43,000円のいずれか低い額とし、同項第2号の経費については、補助対象経費と5万円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、公正証書等を作成した日（令和5年4月1日以後の日に限る。）又は養育費保証契約を締結した日（令和5年4月1日以後の日に限る。）の翌日から6月以内に、宇和島市養育費確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 公正証書等作成経費

ア 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を受給していない場合は、申請者及び補助の対象となる児童の戸籍謄本又は抄本）

イ 補助対象経費の領収書等支出の内容が確認できる書類の写し

ウ 養育費の取決めに係る公正証書等の写し

エ その他市長が必要と認めるもの

(2) 養育費保証契約締結経費

ア 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を受給していない場合は、申請者及び補助の対象となる児童の戸籍謄本又は抄本）

イ 補助対象経費の領収書等支出の内容が確認できる書類の写し

ウ 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し

エ その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、宇和島市養育費確保支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金を交付することが不適当と認めるときはその理由を付して、宇和島市養育費確保支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに不交付の決定を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条第1項の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、宇和島市養育費確保支援事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1） この要綱及び規則の規定に違反したとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- （4） 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （5） その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、当該取消し又は変更に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、申請者又は補助事業者に対し、補助金の交付に係る報告又は資料の閲覧を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。